

第2号様式資料)

下記は、第2号様式「誓約書」の5. 交付要領別表1「警戒ステージを踏まえたどうみん割の運用について」、北海道の取り扱いマニュアル（未定稿）から抜粋したものです。

■警戒ステージを踏まえた「どうみん割」の運用について

対応内容	警戒ステージ	「どうみん割」の運用
振興局管内での注意呼びかけ	1	・対象振興局が地元住民のみならず、旅行者及び事業者に対してもアナウンスする。 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、呼びかけに沿った行動をするよう促す。
知事によるアラート	2-1	○行動制限を伴わないアラート（注意喚起等）の場合 ・HP等を通じ、警戒情報を旅行前に確認し、アラートに沿った行動をするよう促す。
	2-2	○特定の地域を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 →当該地域に在住する道民の利用、所在する施設での利用を原則休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
	2-3	○全道を対象とした行動制限（外出、移動）アラートの場合 →事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。
国による緊急事態宣言	3	→事業全体の休止 ・その場合のキャンセル料は施設側の負担とし、利用者に求めない。

(上記警戒ステージを踏まえた例)

「どうみん割」商品販売及び利用の前提条件

- ・北海道を対象とした国の緊急事態宣言が解除されていること
- ・道独自の外出（往来）自粛要請等が解除されていること
- 知事が外出（往来）自粛（抑制）を明言した地域・期間については、支援の対象としない。

	①制限なし	②北海道全域で、外出や往來の自粛	③特定地域のみ、他地域との往來自粛 (例：石狩管内のみ他地域との往來自粛)			
			石狩		他地域	
			観光事業者	住民（利用）	観光事業者	住民（利用）
商品販売及び利用	○	×	×	×	○	○
			どうみん割対象外	どうみん割対象外	ただし、石狩管内在住者の利用はどうみん割対象外	ただし、石狩管内の観光施設を利用する場合はどうみん割対象外